

浄化槽の管理

保守点検

浄化槽の総合
メンテナンス

汚泥の調整・移送



消毒剤の点検・補給



水質の点検



送風機・モーター等の
点検・修理



保守点検は、使用者（浄化槽
管理者）の責任で行います。
ただし、専門的知識等が必要
なため、保守点検業者に委託
することができるようになって
います。

浄化槽の機能を最大限に
発揮し、良好な処理水を
得られる様にしています。

清掃



清掃は、浄化槽の汚れを洗浄しながら
溜まった汚泥を抜き取り、適正水位まで
水張りする作業をいいます。

法定検査



新たに設置された浄化槽について

法第7条検査（はじめて受ける検査）

- 工事（浄化槽本体、配管、設備機器等）が正しくされているか
- 処理機能（微生物の生成状況等）が正常であるか
- 浄化槽の放流水質が基準を満たしているか判断します



法定検査は、外観検査、水質検査、書類検査により、浄化槽が正常に働いているか第三者の視点で総合的に判断するものです。

必ず受けましょう



※浄化槽使用開始後、3ヶ月目から8ヶ月目までの5ヶ月間に検査を行います。

既存の浄化槽について

法第11条検査（毎年受ける検査）

- 保守点検や清掃が適切に実施されているか
- 浄化槽の働きが正常に機能しているか
- 浄化槽で処理された水を持ち帰り、分析（BOD検査）し、客観的に判断します



※異常等がある場合は、書類を拝見します。

※年度内（4月初めから翌年3月末まで）に、1回の検査になります。